

岩手県事業復興型雇用創出助成金支給要領

第1章 総則

(目的)

第1 緊急雇用創出事業実施要領第7に規定する事業復興型雇用創出事業について、事業復興型雇用創出事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、岩手県（以下「県」という。）において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者、新被災求職者及び被災三県求職者の生活の安定を図り、被災地域、新被災地域及び被災三地域の復興を支えるため、被災求職者、新被災求職者及び被災三県求職者の雇入れに係る費用に対し、予算の範囲内で、事業復興型雇用創出助成金（以下「助成金」という。）を支給する。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地域 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域をいう。
- (2) 新被災地域 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域をいう。
- (3) 被災三地域 岩手県（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市に限る。）、宮城県（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区、太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町に限る。）及び福島県内の災害救助法適用地域をいう。
- (4) 被災求職者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 平成23年3月11日時点で被災地域に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた者であって失業状態にある者
 - イ 平成23年3月11日時点で通学するために被災地域外に居住していた者であって、高等学校、大学等を卒業予定の者又は卒業後3年以内の者（1年以上継続して同一の事業主に期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用であって、かつ、契約の更新が可能なものとして雇用された経験がない者に限る。）で助成対象事業所に雇い入れられた者（当該雇い入れられた者の扶養者が、平成23年3月11日時点で被災地域に居住していた場合に限る。）
- (5) 新被災求職者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 平成23年3月11日時点で新被災地域に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた者であって失業状態にある者

イ 平成23年3月11日時点で通学するために新被災地域外に居住していた者であって、高等学校、大学等を卒業予定の者又は卒業後3年以内の者（1年以上継続して同一の事業主に期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用であって、かつ、契約の更新が可能なものとして雇用された経験がない者に限る。）で助成対象事業所に雇い入れられた者（当該雇い入れられた者の扶養者が、平成23年3月11日時点で新被災地域に居住していた場合に限る。）

(6) 被災三県求職者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた者であって失業状態にある者

イ 平成23年3月11日時点で通学するために岩手県、宮城県及び福島県外に居住していた者であって、高等学校、大学等を卒業予定の者又は卒業後3年以内の者（1年以上継続して同一の事業主に期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用であって、かつ、契約の更新が可能なものとして雇用された経験がない者に限る。）で助成対象事業所に雇い入れられた者（当該雇い入れられた者の扶養者が、平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県に居住していた場合に限る。）

(7) 雇入費 被災求職者、新被災求職者及び被災三県求職者の雇入に要する賃金等の費用をいい、職業訓練、雇用管理費等に係る費用を含む。

(8) 再雇用 助成対象事業所の代表者（以下「事業主」という。）が被災求職者、新被災求職者又は被災三県求職者を雇い入れた場合であって、その前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れることをいう。

(9) 不正受給 故意若しくは重大な過失により支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない各種助成金等を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、支給申請書の記載誤りが故意又は重大な過失によらない軽微なものと認められる場合はこの限りでない。

(助成対象事業所)

第3 助成金は、次のいずれかに該当する事業を実施する事業所であって、県内に所在するものに支給する。

ただし、平成28年4月1日以降に第7に規定する雇入費助成金の支給認定の申請を新たに行うことのできる事業所については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所に限る。

(1) 実施要領2(1)に規定する国又は自治体の補助金・融資の対象となっている事業であって、商工労働観光部長が別に定めるもの

(2) 実施要領2(2)に規定する「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業であって、商工労働観光部長が別に定める基準に従い、岩手県事業復興型雇用創出助成金認定委員会において認定されたもの

- 2 平成27年度以降については、第7に規定する雇入費助成金の支給申請を新たに行うことのできる事業所(第4第2項に規定する補充雇入費助成対象者の支給申請を行う事業所を除く。)は、原則として、当該年度の前年度までに最初の助成金支給を受けていない事業所であって、岩手県内の被災三地域に所在する事業所に限る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業主は、助成対象としない。
 - (1) 助成金の支給を申請する日から過去3年間に不正受給を行ったことがある事業主並びに当該助成金及び前項第1号又は第2号の事業において不正受給を行ったことがある事業主
 - (2) 役員等(事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる事業主

第2章 雇入費助成

(雇入費助成対象労働者)

第4 雇入費助成対象労働者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成23年11月21日以降平成29年4月1日までに助成対象事業所に雇用された被災求職者、新被災求職者及び被災三県求職者。ただし、平成27年5月1日以降に申請する場合にあつては、第2項による補充雇入費助成対象労働者を除き、被災三県求職者に該当する者が、岩手県内の被災三地域に所在する助成対象事業所に雇用される場合に限る。
 - (2) 「期間の定めのない雇用」又は「1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの」である雇用契約により雇用された者
 - (3) 雇用保険の一般被保険者に該当する労働者(短時間労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に該当する者をいう。)にあつては、1週間の所定労働時間が20時間以上である者)。ただし、雇入れ時点で65歳以上である場合は、これと同等の労働時間により雇用された者
- 2 雇入費助成対象労働者が自己都合により離職した場合であつて、事業主が雇入費助成対象労働者に該当する被災求職者、新被災求職者又は被災三県求職者を新たに雇い入れたときは、当該離職した雇入費助成対象労働者の補充として当該求職者を雇入費助成対象労働者とすることができる。ただし、平成27年5月1日以降に申請する場合は、新被災求職者又は被災三県求職者に限る。
 - 3 助成対象事業所に再雇用された者の割合は、当該事業所の雇入費助成対象労働者全体の雇入れ数の8割を限度とする。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する労働者は、雇入費助成対象労働者ではない。

- (1) 平成23年11月21日以降に、事業主都合により労働者を解雇又は雇い止め（退職勧奨等による場合を含む。）した事実がある場合は、その人数分の労働者
 - (2) 雇入れに係る費用が国又は県が支給する他の補助金等の支給対象となっている労働者
 - (3) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者
 - (4) 再雇用された被災求職者、新被災求職者又は被災三県求職者（以下「再雇用者」という。）であって、平成23年11月21日以降に離職した者（期間の定めのある雇用契約で雇い入れられた労働者であって、あらかじめ当該契約を更新しないことが明示され、当該雇用契約の満了により離職したものを除く。）
 - (5) 第7に規定する雇入費助成金の支給認定の申請において、雇入費助成対象労働者の最初の雇入れ日が平成26年7月1日以降となる場合にあつては、第3第1項第1号又は第2号の事業の支援決定が行われる前に雇い入れられた労働者
 - (6) 第7に規定する雇入費助成金の支給認定の申請において、申請日が平成27年5月1日以降となる場合にあつては、当該助成対象事業所における雇入費助成対象労働者のうち、雇入れの最も早い者の雇入れ日から1年経過後に雇入れられた労働者。ただし、第2項に規定する補充雇入費助成対象労働者とする場合はこの限りでない。
 - (7) 岩手県内の被災三地域に所在する事業所の事業主が平成27年5月1日以降に第7に規定する助成金の支給認定の申請をする場合にあつては、県内被災三地域以外で就業することとして雇い入れられた労働者
 - (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1項第2号に規定される派遣労働者
 - (9) 第7に規定する雇入費助成金の支給認定の申請日において在職していない労働者
- 5 事業主は、この助成金を理由として労働条件を低下させてはならない。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守し、労働条件の向上を図るよう努めなければならない。

（雇入費助成金の支給対象期間）

- 第5 雇入費助成金の支給対象期間は、事業主が雇入費助成対象労働者を雇い入れた日（内定通知を行った日から雇い入れる日の前日までの日を除く。以下「雇入れ開始日」という。）の属する月の翌月の初日（雇入れ開始日が月の初日の場合は、当該雇入れ開始日）を起算日として3年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年7月1日以降に雇入れられた雇入費助成対象労働者にあつては、雇入費助成金の支給対象期間は、助成対象労働者の雇入れ開始日を起算日として3年間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、3年を経過する日が平成32年3月31日（支給対象期間の起算日が、平成26年3月31日以前の雇入費助成対象労働者にあつては、平成29年3月31日、平成

26年4月1日以降平成27年3月31日以前の雇入費助成対象労働者にあつては、平成30年3月31日、平成27年4月1日以降平成28年3月31日以前の雇入費助成対象労働者にあつては、平成31年3月31日)を超える場合は、平成32年3月31日(支給対象期間の起算日が、平成26年3月31日以前の雇入費助成対象労働者にあつては、平成29年3月31日、平成26年4月1日以降平成27年3月31日以前の雇入費助成対象労働者にあつては、平成30年3月31日、平成27年4月1日以降平成28年3月31日以前の雇入費助成対象労働者にあつては、平成31年3月31日)までとする。

- 4 雇入費助成対象労働者が再雇用者である場合は、第4第3項の要件を満たすこととなる日を当該再雇用者の雇入れ開始日とする。
- 5 雇入れ開始日が第8第1項の助成金の支給認定を受けた年度(以下「開始年度」という。)の前年度以前の年度に属するときは、第2項に規定する場合を除き、認定を受けた年度の4月1日を起算日とする。

(雇入費助成金の支給額)

第6 雇入費助成金の支給額は、雇入費助成対象労働者及び所定労働時間の区分に応じて、起算日から1年を経過するごとの期間(以下「年支給対象期間」という。)の最初の1年を1年目、その後の1年を2年目、残りの1年を3年目とし、次の表に掲げる額とする。

助成対象労働者	所定労働時間	1年目	2年目	3年目	総支給額
第3第1項第1号の事業で新規雇用又は再雇用された助成対象労働者及び同第2号の事業で新規雇用された助成対象労働者	短時間労働者以外の者	140万円	50万円	35万円	225万円
	短時間労働者	45万円	35万円	30万円	110万円
第3第1項第2号の事業で再雇用された助成対象労働者	短時間労働者以外の者	112万円	40万円	28万円	180万円
	短時間労働者	36万円	28万円	24万円	88万円

ただし、平成28年度から支給を受ける雇入費助成対象労働者(平成27年度以前の支給認定に係る雇入費助成対象労働者の離職に対する補充雇入費助成対象労働者を除く。)については、次の表に掲げる額を適用する。

助成対象労働者	所定労働時間	1年目	2年目	3年目	総支給額
第3第1項第1号の事業 で新規雇用又は再雇用さ れた助成対象労働者及び 同第2号の事業で新規雇 用された助成対象労働者	短時間労働者 以外の者	60万円	40万円	20万円	120万円
	短時間労働者	30万円	20万円	10万円	60万円
第3第1項第2号の事業 で再雇用された助成対象 労働者	短時間労働者 以外の者	48万円	32万円	16万円	96万円
	短時間労働者	24万円	16万円	8万円	48万円

- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年7月1日以降に雇入れられた雇入費助成対象労働者にあつては、雇入れ開始日が支給認定申請日から2月を遡った日（以下「特定日」という。）の前日以前となる場合は、特段の理由がない限り雇入れ開始日から特定日の前日までの期間を当該年支給対象期間から除いた期間を基礎として雇入費助成金を支給するものとする。
- 3 支給する雇入費助成金の総額は、1事業所につき1億円を上限とする。ただし、平成27年4月1日以降に新たに雇入費助成対象労働者（補充雇入費助成対象労働者を除く。）となつた者がいる事業所については、支給する雇入費助成金の総額は、1事業所につき2,000万円を上限とする。
- 4 雇入費助成対象労働者が離職した場合は、離職した日までの雇用日数に応じて日割りにより支給する。
- 5 補充雇入費助成対象労働者に係る雇入費助成金は、当該離職した助成対象労働者の支給対象期間の残期間に相当する期間の範囲内で支給を受けることができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、平成27年9月1日以降に雇入費助成対象労働者が在職していない期間の支給額については、総支給額から減額する。
- 7 新規雇用者の離職により、第4第3項に規定する限度を超えた場合であつて、当該新規雇用者の離職の日の翌日から起算して1月以内に新たに新規雇用者を雇い入れないときは、当該新規雇用者の離職の日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日から再び第4第3項に規定する限度を超えないこととなる日の前日までの当該超える人数分の雇入費助成対象労働者に係る雇入費助成金の支給を停止する。
- 8 前項の規定にかかわらず、平成27年9月1日以降は、第4第3項に規定する限度を超えたことにより雇入費助成金を支給されなくなった者にあつては、第4第3項に規定する限度を超えることとなつた新規雇用者の離職の日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（この日が平成27年9月1日より前である場合にあつては、平成27年9月1日）から再び第4第

3項に規定する限度を超えないこととなる日の前日までの期間の支給額について、総支給額から減額する。

9 前各項に定めるもののほか、雇入費助成金の算定方法は別紙のとおりとする。

(雇入費助成金の支給認定の申請及び年度支給額決定の申請)

第7 雇入費助成金の支給を受けようとする事業主は、事業復興型雇用創出助成金雇入費(変更)支給認定申請書(様式第1号。以下「雇入費認定申請書」という。)に県が定める書類を添え、県に提出しなければならない。また、雇入費助成対象労働者について変更があった場合も同様とする。

2 前項の申請期間は平成24年2月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、必要に応じて申請期間を延長又は短縮する場合がある。

3 事業主は、第1項の雇入費認定申請書の提出に併せて、当該年度の事業復興型雇用創出助成金雇入費(変更)年度支給額決定申請書(様式第2号。以下「雇入費年度支給額決定申請書」という。)を提出しなければならない。また、雇入費助成金の支給開始年度の翌年度以降は、当該年度の4月末日までに雇入費年度支給額決定申請書を提出しなければならない。

(雇入費助成金の支給認定)

第8 県は、事業主から第7第1項の雇入費助成金の雇入費認定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、雇入費助成金の支給又は不支給の認定を行い、認定の内容を当該事業主に通知する。

(雇入費助成金の年度支給額の決定)

第9 県は、第7第3項の雇入費年度支給額決定申請書が提出されたときは、当該年度の雇入費助成金の支給額(以下「雇入費助成金年度支給額」という。)を決定し、当該事業主に通知する。

第10 雇入費助成金年度支給額の決定を受けた事業主(以下「助成対象事業主」という。)は、雇入費助成金年度支給額の決定を受けた年度の末日までに、当該年度の事業復興型雇用創出助成金雇入費実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を県に提出しなければならない。

(雇入費助成金の実績支給額の決定及び雇入費助成金の請求)

第11 県は、助成対象事業主から第10の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、当該年度の実績により雇入費助成金の支給額(以下「実績支給額」という。)を決定する。ただし、雇入費助成対象労働者ごとに算定した実績支給額に千円未満の端数が発生した場合(最終年度である場合を

除く)は、これを切り捨てるものとし、切り捨てた部分は翌年度に雇用が継続した場合に限り、翌年度の実績支給額に加算して支給する。

2 県は、前項の実績支給額を決定したときは、当該助成対象事業主に通知する。

3 助成対象事業主は、前項の通知を受けたときは、速やかに事業復興型雇用創出助成金雇入費請求書(様式第4号)を県に提出しなければならない。

(雇入費助成金の支給等)

第12 県は、助成対象事業主から第11第3項の請求があった場合、その請求が適正なものと認められるときは、雇入費助成金を支給する。

2 助成対象事業主は、実績支給額が第13の規定により前金払いされた助成金の額を下回る場合は、その差額を県に返納しなければならない。

(雇入費助成金の前金払い)

第13 県は、第9の決定を受けた助成対象事業主から請求があった場合は、前金払いをすることができ。

2 前項の請求は、一の年度につき1回に限り、当該年度の雇用の実績に応じた助成額又は年度支給額の2分の1の額のいずれか少ない額を超えないものとする。

3 助成対象事業主が、第1項の前金払いの請求をしようとするときは、事業復興型雇用創出助成金雇入費前金払請求書(様式第5号)を県に提出しなければならない。

第3章 支給認定及び支給決定の取り消し等

(事業の廃止)

第14 雇入費の助成対象事業主「以下「助成対象事業主」という。」は、第3第1項各号に規定する事業が完了する前に不正の理由によらず実施できなくなったときその他の事由により事業の継続ができなくなったときは、速やかに事業復興型雇用創出助成金雇入費事業廃止届(様式第6号)及び事業の継続ができなくなった日までの実績報告書を提出しなければならない。

2 県は、助成対象事業主から前項の届出があったときは、事業の継続ができなくなった日をもって当該助成対象事業主に対する支給認定及び年度支給額の決定を第17第1項第2号の規定により取り消す。この場合において、県は、認定を取り消した日までの実績に応じて第11第1項の規定の例により実績支給額を決定し、支給認定及び支給決定の取消並びに実績支給額を当該助成対象事業主に通知する。

3 雇入費助成金の支給認定は受けているが、雇入費年度支給額決定を受けていない事業主(以下「認定事業主」という。)は、第9による年度支給額決定前に事業の継続ができなくなったときは、速やかに事業復興型雇用創出助成金雇入費事業廃止届(様式第6号)を提出しなければならない。

4 県は、前項による認定事業主からの届出があったときは、事業の継続ができなくなった日

をもって当該事業主に対する当該年度以降の支給認定を第17第1項第2号の規定により取り消し、その旨を当該事業主に通知する。

5 第1項又は第3項の規定による届出が相当の期間提出されなかった場合は、当該助成対象事業主にあつては当該助成対象事業主に係る当該年度以降の支給認定及び支給決定を、当該認定事業主にあつては当該認定事業主に係る当該年度以降の支給認定を、事業の継続ができなくなった日をもって第17第1項第2号の規定により取り消し、その旨を当該助成対象事業主又は当該認定事業主に通知する。

(支給申請のみなし取下げ)

第15 県は、関係書類に不備等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、相当の期間関係書類の補正が行われなかった場合その他事業主の責に帰すべき事由により支給認定又は支給決定できないときは、県は、当該助成金の支給認定及び支給決定の申請が取り下げられたものとみなす。

2 県は、前項の規定により当該支給申請書が取り下げられたものとみなし、不支給の認定及び決定を行ったときは、第8の規定の例により当該事業主に通知する。

(調査)

第16 県は、助成金の支給について、必要と認める場合は、事業主その他の関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取、関係物件の収去及び立入検査を行うことができる。

(助成金支給決定の取消し)

第17 県は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該各号に定める額に係る支給認定及び支給決定を取り消すことができる。

(1) 第3第3項各号に掲げる事由に該当した場合 支給認定及び支給決定した助成金の全額

(2) 前号に該当しない場合であつて、当該事業主に支給されるべき助成金の額を超えて支給認定及び支給決定した場合 当該支給されるべき額を超えて支給認定及び支給決定した部分の額

(3) その他支給認定及び支給決定を取り消すことが相当と認められる場合 取り消すことが相当と認められる額

2 県は、前項第1号に該当すると認めた場合においては、同号に該当すると認めた日又は助成金の支給を取り消した日以後、当該事業主に助成金を支給しないものとする。

3 県は、第1項の規定による取消しを行った場合は、その決定の内容を当該事業主に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18 事業主は、第17の規定により助成金の支給決定を取り消された場合において、取消しに

係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、県の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

(加算金)

第19 県は、事業主が第17第1項第1号の規定による助成金の支給決定の取消しを受け、助成金の返還を命じられたときはその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部の額を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付させることがある。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業主の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

(延滞金)

第20 県は、事業主が第18の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付させることがある。

(個人情報の取扱い)

第21 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する支給対象事業主が支給申請を行った場合は、当該支給対象事業主は、助成金の申請に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第22 助成金の支給を受けた事業主は、認定申請書類その他関係書類を、当該助成金の支給が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補足)

第23 この要領に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

第1 この要領は、平成24年2月2日から施行する。

(平成23年度の特例)

第2 平成23年度における第3第1項第1号に該当する助成対象事業所は、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金の交付を受ける事業所とし、平成23年度の年度支給額は、別表の短時間労働者以外の助成対象者1人当たり50万円又は短時間労働者の助成対象者1人当たり25万円とする。

2 前項に該当する事業所の事業主は、平成24年3月23日までに第7第1項及び第2項の申請を行った場合であって、平成23年度に第8の認定及び第9の規定に係る決定を受けたときは、第12の規定により年度支給額の全額を前金払請求することができる。

3 県は、事業主が前項の規定により助成金の支給を受けた場合、当該前金払いに係る助成対象者の平成24年度の年度支給額を決定するときは、1年目の年度支給額を短時間労働者以外の助成対象者一人当たり90万円又は短時間労働者の助成対象者一人当たり20万円として決定する。

4 事業主は、第2項の規定により前金払いの支給を受けた場合において、前金払いに係る助成対象者が平成24年3月31日までに離職するときは、あらかじめ第14第2項の変更申請書を提出し、年度支給額の変更決定を受けなければならない。この場合において、事業主は、平成23年度内に第7第1項に規定する追加申請を行うことができない。

5 事業主は、前項の変更決定を受けたときは、第11第1項の規定により当該助成対象者の雇用日数に応じて算定した額を返納しなければならない。この場合において、同項第1号で「開始年度の雇入れ開始日に適用される年ごとの支給額」とあるのは、「短時間労働者以外の助成対象者1人当たり50万円又は短時間労働者の助成対象者1人当たり25万円」と読み替えるものとし、同項第2号で「継続年度の初日及び雇入れ開始日の応当日に適用される年ごとの支給額」とあるのは、「短時間労働者以外の助成対象者1人当たり90万円又は短時間労働者の助成対象者1人当たり20万円及び雇入れ開始日の応当日に適用される年ごとの支給額」と読み替えるものとする。

(平成25年度の特例)

第3 事業主が、助成対象労働者を雇い入れ、平成25年3月22日までに当該助成対象労働者に係る認定申請書を提出した場合であって、平成24年度内に助成金の支給認定が行われなかったときは、県は、当該申請に係る認定を平成25年度に行うことができるものとする。この場合において、第5第3項の規定の適用については、同項中「第8第1項の助成金の支給認定を受けた年度（以下「開始年度」という。）」とあり、及び「認定を受けた年度」とあるのは、「平成24年度」と読み替えるものとし、平成24年度の支給対象期間に係る助成金は、平成25年度の年度支給額に加算するものとする。

2 前項の認定を受けた助成対象事業主に係る第13第2項の規定の適用については、同項中「一の年度につき1回に限り」とあるのは、「平成25年度において、平成24年度及び平成25年度の支給対象期間に係る助成金のそれぞれにつき1回に限り」と、「当該年度の雇用の実績に応じた助成額又は年度支給額の2分の1の額のいずれか少ない額」とあるのは、「平成24年度の支給対象期間に係る助成金はその額、平成25年度の支給対象期間に係る助成金は当該年度の雇

用の実績に応じた助成額又は平成24年度の支給対象期間に係る助成金の額を除いた年度支給額の2分の1の額のいずれか少ない額」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成24年5月17日から施行し、平成24年度分の助成金から適用する。ただし、事業主が平成24年6月17日までに申請等を行うときは、改正前の様式を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年10月12日から施行し、平成24年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月27日から施行し、平成26年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に支給認定の申請が行われたものについては、なお従前の例による。

3 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年6月27日から施行し、平成27年度分の助成金から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り

繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年7月9日から施行し、平成27年度分の助成金から適用する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月30日から施行し、平成28年度分の助成金から適用する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙

支給額の算定

助成対象事業所に対する助成金の年度支給額は、次の各号により算定した助成対象労働者ごとの年度支給額の合計額とする。

1 その年度における年支給対象期間が一つの場合

$$\text{年支給対象期間の支給額} \times \frac{\text{当該年度の雇用日数}}{\text{当該年支給対象期間の総日数}}$$

2 その年度内における年支給対象期間が二つの場合

$$\textcircled{1} \left(\frac{\text{年度の初日を含む年支給対象期間Aの支給額}}{\text{年支給対象期間Aの総日数}} \times \frac{\text{年支給対象期間A分の当該年度の雇用日数}}{\text{年支給対象期間Aの総日数}} \right)$$
$$\textcircled{2} \left(\frac{\text{年度の末日を含む年支給対象期間Bの支給額}}{\text{年支給対象期間Bの総日数}} \times \frac{\text{年支給対象期間B分の当該年度の雇用日数}}{\text{年支給対象期間Bの総日数}} \right)$$

$$\text{当該年度の支給額} = \textcircled{1} + \textcircled{2}$$

3 平成23年度の特例（附則第2）が適用される事業所が、助成対象労働者について平成24年度に年度支給額決定の申請をするとき

$$\textcircled{1} \left(\frac{\text{1年目の年支給対象期間の支給額} - \text{平成23年度の}}{\text{平成23年度の}} \right) \times \left(\frac{\text{1年目の年支給対象期間の平成24年度の雇用日数}}{\text{1年目の年支給対象期間の総日数} - \text{平成23年度の雇用日数}} \right)$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{2年目の年支給対象期間の支給額}}{\text{2年目の年支給対象期間の総日数}} \times \left(\frac{\text{2年目の年支給対象期間の平成24年度の雇用日数}}{\text{2年目の年支給対象期間の総日数}} \right)$$

$$\text{24年度の年度支給額} = \textcircled{1} + \textcircled{2}$$

4 年度途中で助成対象労働者の所定労働時間の区分に変更が生じた場合

(1) その年度における年支給対象期間が一つの場合

$$\textcircled{1} \left(\frac{\text{年支給対象期間Aの支給額} \times \frac{\text{年支給対象期間A分の当該年度の雇用日数}}{\text{年支給対象期間Aの総日数}}}{\text{年支給対象期間Aの総日数}} \right)$$

$$\textcircled{2} \left(\text{年支給対象期間 B の支給額} \times \frac{\text{年支給対象期間 B 分の 当該年度の雇用日数}}{\text{年支給対象期間 B の 総日数}} \right)$$

$$\text{当該年度の支給額} = \textcircled{1} + \textcircled{2}$$

年支給対象期間 A：変更前の所定労働時間の区分に対する年支給対象期間

年支給対象期間 A：変更後の所定労働時間の区分に対する年支給対象期間

(2) その年度内における年支給対象期間が二つの場合

「2 その年度における年支給対象期間が二つの場合」の①又は②に 4 (1) の算定方法を準用すること。

5 年度途中で助成対象労働者が自己都合により離職し、補充助成対象労働者を雇用した場合

1、2及び4の算定式において、助成対象労働者が自己都合により離職した日の翌日から補充助成対象労働者が雇用された日の前日まで（以下「除外日」という。）の暦日数を当該除外日の属する年支給対象期間に係る雇用日数から減じた日数を基礎として、当該年度の支給額を算定すること。

6 年度途中で再雇用者が8割を超えた場合

年度途中で再雇用者が8割を超えた日から起算して1か月以内に補充等により8割以内とならなかった場合は、1か月を経過する日までの日数を基礎として、当該年度の支給額を算定すること。

なお、当該年度途中で補充等により再雇用者の割合が8割以内となったときは、その日以降の日数を加算すること。